

## 第4章 障害福祉サービスの見込量等

---



## 第4章 障害福祉サービスの見込量等

### 1 障害福祉サービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和3年度から令和5年度までの3か年における障害福祉サービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、以下の5つのサービスをいいます。

名 称	内 容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けられるサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人がサービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けることができる仕組みです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）			
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
訪問系サービス計	人	110	120	103	109	115	120	
	時間	2,611	2,669	3,530	3,783	4,067	4,363	
内 訳	居宅介護	人	91	93	77	78	80	82
		時間	1,206	1,214	1,620	1,638	1,680	1,722
	重度訪問介護	人	7	9	9	10	11	12
		時間	1,258	1,304	1,735	1,930	2,123	2,316
	同行援護	人	9	14	13	16	19	22
		時間	119	118	127	152	182	218
	行動援護	人	3	4	4	5	5	6
		時間	28	33	48	63	82	107
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

・確保方策等

サービス提供事業所が増加しているものの、利用者の増加に伴い、ニーズも多様化し、介護保険制度との併用も増えつつあります。同制度への円滑な移行だけでなく、より適正なサービス提供のあり方について、地域移行支援の促進の観点も踏まえ検討を行うとともに、質的充実を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の8つのサービスをいいます。

名 称	内 容
生活介護	障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	病院や施設を退院・退所した障がい者や特別支援学校を卒業した人に対し、身体的リハビリテーション、社会的リハビリテーションを提供することで、地域生活を営むうえで身体機能及び生活能力の維持・向上等を図るためのサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援B型	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。
短期入所	居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人	181	192	193	199	205	210
	人日	3,579	3,768	3,774	3,888	4,001	4,109
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	3	3	3	3
	人日	0	14	20	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人	3	2	3	3	3	3
	人日	30	42	52	68	90	117
就労移行支援	人	10	11	13	15	17	19
	人日	157	187	199	226	257	292
就労継続支援（A型）	人	77	78	83	86	89	92
	人日	1,428	1,474	1,581	1,660	1,740	1,821
就労継続支援（B型）	人	200	215	217	226	234	243
	人日	3,438	3,710	3,716	3,862	4,008	4,153
就労定着支援	人	0	2	2	2	2	2
療養介護	人	27	29	30	32	33	35
短期入所（福祉型）	人	18	22	11	11	11	11
	人日	114	137	89	89	89	89
短期入所（医療型）	人	6	7	4	4	4	4
	人日	35	38	27	27	27	27

・確保方策等

サービスによりばらつきがあるものの、利用者数・利用日数が微増傾向にあり、サービス提供事業所も増加しています（P16）。

アンケート結果（P21）において、就労を希望する方が現在の就労状況と比較して10ポイント程度上回っていることから、就労継続支援等につなげる取組みを継続します。

併せて障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供ができるようサービス提供事業所の確保とともに質的充実も図ります。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
自立生活援助	施設等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

#### ・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	人	0	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	80	83	91	97	103	109
施設入所支援	人	110	114	112	112	112	111

#### ・ 確保方策等

共同生活援助（グループホーム）については、サービス提供事業所が増えた（P16）ことにより、利用者も増加している一方、施設入所支援については、横ばいで推移しています。

今後も、地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援の推進の観点から、地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備・普及を図るための方策等について、地域自立支援協議会において検討します。

自立生活援助については、本市で実施している事業所がないことから、ニーズを踏まえた地域生活拠点の確保・整備を図ります。

#### (4) 相談支援サービス

相談支援サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい者の自立した生活を支援するための障害福祉サービス等の利用に係る計画の作成、見直し等を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談等を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等にて単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

#### ・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	人	89	112	129	155	186	223
地域移行支援	人	2	1	2	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	0	1	1	1

#### ・確保方策等

近年、計画相談支援事業所が微増(平成 29 年度と比較すると同数：P16)していますが、新規の利用希望者も増加しており、迅速に対応することが難しくなりつつある状況にあることから、今後、基幹相談支援センターを中心とした後方支援の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、市内で実施している事業所が少ない(P16)ことから、ニーズを踏まえた地域生活拠点の確保・整備を図ります。

## 2 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

これまでの実績や始良市の実情等を踏まえた、令和3年度から令和5年度までの3か年における地域生活支援事業の見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
広報活動・出前講座の開催回数	回	1	5	2	2	3	5

#### ・確保方策等

令和元年度に基幹相談支援センターが設置され、相談支援専門員や障がい福祉サービス提供事業所向けの研修、市職員の研修の場、市報やコミュニティFM等を通じて、障がいや障がい者への理解促進を深めるための広報・啓発活動を行っています。

今後も同様の取組を継続的かつ多様に展開することで、障がいに対する理解促進に努めます。

## (2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ピアサポート・社会活動 に対する支援回数	回	2	2	2	2	2	2

### ・確保方策等

障がい者とその家族、地域住民等による自発的な取組に対する支援を継続的に実施しています。

共生社会の実現に向け、今後も同様の取組を継続して実施します。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業として、以下の2つの事業を推進しています。

名 称	内 容
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の業務を行う事業です。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者相談支援事業 (始良市外含む)	か所	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター等 機能強化事業	か所	0	1	1	1	1	1
相談者数	人/年	2,441	3,595	5,000	5,100	5,200	5,300

#### ・確保方策等

事業所数は維持し、相談員数は微増傾向にありますが、相談件数が年々増加するとともに、相談内容が多様化していることから、今後、事業所及び相談支援専門員の確保・育成の必要性が高まることが想定されます。

基幹相談支援センターを中心として、研修の実施等により相談業務の質の向上とともに、関係機関のネットワークの形成及びその活用を充実させる等、後方支援体制の充実を図ります。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

##### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業（利用者数）	人/年	3	1	1	1	2	3

##### ・確保方策等

アンケート調査結果で「どのような制度か知らない」割合が34.3%あり、成年後見制度の認知度をあげるための広報等、成年後見制度利用促進計画と連動しながら取り組んでいきます。成年後見に関する相談等は増えつつあり、今後も利用者の増加が見込まれることから、同制度に関する相談支援体制の充実を図ります。

#### (5) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と他の人との意思疎通の円滑化を図るとともに、要約筆記者や手話通訳者の設置に取り組む事業です。

##### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者派遣事業（利用者数）	人/年	23	38	60	63	66	69
要約筆記者派遣事業（利用者数）	人/年	2	2	6	8	10	12
手話通訳者配置者数	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者対応者数(延)	人	180	233	230	230	235	240

##### ・確保方策等

手話通訳者の窓口常駐により、手話通訳者設置事業や手話通訳者派遣事業の利用者は増加傾向にあります。

今後も利用者の増加が見込まれることから、事業の継続とともに、各種講座や研修等を通じた担い手の育成の推進を図ります。



## (6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る事業です。

日常生活用具の具体的な内容については、以下のとおりです。

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に使用するいす等、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
在宅療養支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具	在宅で生活している身体に障がいがある方に対し、在宅生活が円滑に行えるように、段差の解消やスロープの取付け等の住宅改修を行う制度です。

・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）			
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
日常生活用具給付等事業計	件/年	2,684	2,868	3,044	3,165	3,286	3,407	
内 訳	介護・訓練支援用具	件/年	5	12	12	12	12	12
	自立生活支援用具	件/年	9	14	14	14	14	14
	在宅療養等支援用具	件/年	14	16	16	17	18	19
	情報・意思疎通支援用具	件/年	21	16	18	18	18	18
	排泄管理支援用具	件/年	2,630	2,806	2,980	3,100	3,220	3,340
	居宅生活動作補助用具	件/年	5	4	4	4	4	4

・確保方策等

障がい者が自立した生活を行うことができるよう、円滑で迅速な給付に努めるとともに、技術革新に伴う新たな用具への対応についても検討します。

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施数	か所	16	16	17	17	17	17
利用者数	人/年	128	110	70	80	90	100
利用延時間	時間/年	761	484	308	352	396	440

### ・確保方策等

他のサービスの供給状況やニーズを踏まえつつ、障がい者の移動手段の確保について、総合的に検討します。

## (8) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がい者の地域生活支援につなげる事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
①基礎的事業実施数	か所	11	11	11	11	11	11
②基礎的事業利用者数	人/年	321	353	270	272	273	274
③機能強化事業 I 型実施数	か所	1	1	1	1	1	1
④機能強化事業 I 型利用者数（延）	人/年	337	268	186	200	220	240

### ・確保方策等

令和 2 年 12 月で事業を終了した事業所があることから、障がい者の創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、事業所の確保に努めます。

## (9) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施数	か所	29	29	29	29	29	29
利用者数	人/年	949	751	710	715	718	721
利用延日数	日/年	5,057	4,187	4,090	4,117	4,138	4,153

### ・確保方策等

利用者数及び利用日数は減少傾向にあります。

障がい者が日中安心して過ごせる場の確保だけでなく、本人の活動支援や介護者の就労支援及びレスパイト（休息・リフレッシュのための支援）の観点からも、引き続き安定的なサービスの提供を図ります。

## (10) 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴介助や生活介護での入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がい者に対して、看護師やヘルパーとともに移動入浴車を派遣して入浴介助を行う事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	81	64	62	62	62	62

### ・確保方策等

1か所の事業所において実施されている状況が続いており、人手も慢性的に不足していることから、他のサービスの利用状況や利用者ニーズを踏まえ、サービス体制の確保に向けた方策を検討します。

## (11) 自動車免許取得・自動車改造費助成事業

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者が運転免許を取得するために自動車教習所で訓練を受けた際の技能教習費用を助成するとともに、上肢・下肢・体幹機能のいずれかの障がい者を有する身体障害者手帳の交付を受けている人、本人が運転する自動車を改造する費用を助成する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自動車免許取得・自動車改造費助成事業	人/年	4	3	1	3	3	3

### ・確保方策等

今後も障がい者の自立した生活及び社会参画機会の確保の観点から、事業を継続的に実施します。

## (12) 更生訓練費給付事業

障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労移行支援や自立訓練を利用している障がい者に対して、更生訓練費を支給する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
更生訓練費給付事業	人/年	105	130	140	150	160	165

### ・確保方策等

障がい者の自立促進を図るため、事業の在り方について検討しながら、事業を実施します。

### 3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

これまでの実績等を踏まえた、令和3年度から令和5年度までの3か年における障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策を以下のとおり定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

#### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援に係るサービスとして、以下の4つのサービスの提供を推進しています。

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児のうち、肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童を対象に支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士等が、保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	人	210	223	220	226	232	239
	人日	1,525	1,654	2,003	2,056	2,111	2,174
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	183	219	262	288	315	347
	人日	1,835	2,084	2,664	2,937	3,213	3,539
保育所等訪問支援	人	7	23	49	60	70	80
	人日	9	30	46	60	70	80

・確保方策等

保護者の発達障がいや早期療育に対する理解が深まったことにより、利用者数が年々増加し、事業所数も増加傾向にあります。障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制の構築のため、関係機関とのさらなる連携と体制の強化に努めます。併せて、質の確保の観点から給付適正化についても検討します。

また、医療的ケア児及び重症心身障がい児とその保護者が安心した生活を送ることができるよう、受入が可能な事業所を確保するための方策について検討します。

(2) 障害児相談支援

障がい児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの平均利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援	人	55	102	128	144	161	182

・確保方策等

近年、計画相談支援事業所が微増(平成 29 年度と比較すると同数:P16))していますが、新規の利用希望者も増加しており、迅速に対応するのが難しくなりつつある状況にあります。切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築の観点からも、今後、基幹相談支援センターを中心として情報提供や関係機関との連携構築など後方支援の充実を図ります。

### (3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行うサービスです。

#### ・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1

#### ・確保方策等

サービスを提供する事業所が確保できていない状況にあることから、在宅で生活する重症心身障がい児の包括的支援の観点から確保に向けた方策の検討を行います。

## 4 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標

アンケート結果で「ペアレント・メンターによるサポートや情報提供」を希望する割合が35.4%（P29）発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を行うことができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人/年	0	0	0	0	3	5
ペアレントメンター	人	0	0	0	1	1	1
ピアサポートの活動への 参加人数	人/年	0	0	0	0	1	2



## 第5章 計画の進行管理

---



## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市民参加による計画の推進

障がい福祉に関する施策は、福祉・保健・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには様々な団体や組織、さらに市民の参加が不可欠です。

本計画は、主にサービス提供や事業の実施について定めた計画であり、事業者・関係機関・行政を中心に、施策の展開を図りますが、その他、市民・ボランティア・NPO等の理解と協力により、地域ぐるみによる計画の推進を図ります。

#### (2) 障がい者自身等の参画促進

本計画に定めた施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### (3) 庁内推進体制の充実

障がい福祉施策は、様々な分野にまたがるため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

#### (4) 国や県との連携

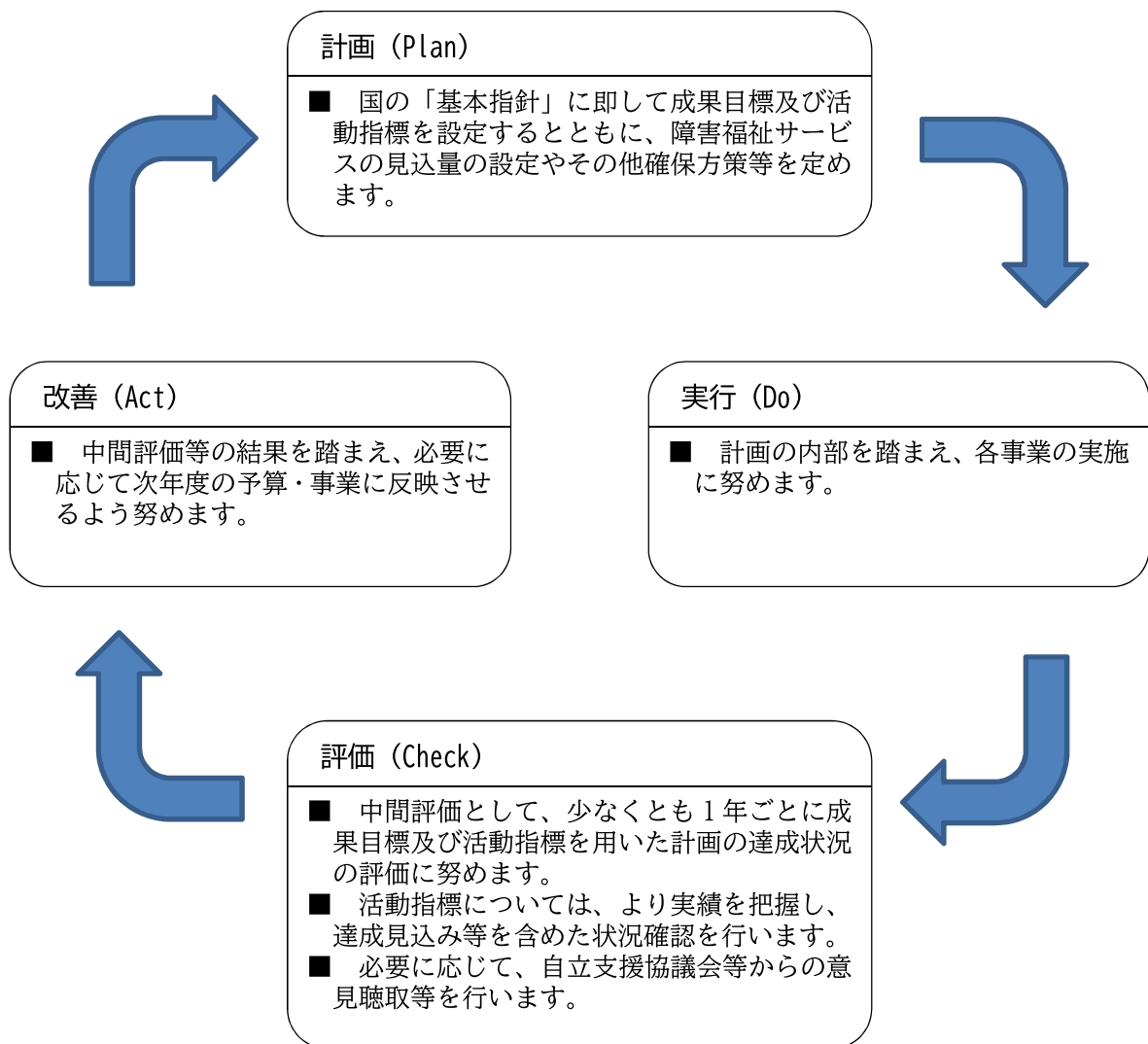
障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国や県に対し、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

## (5) 計画の評価・管理

### ① 計画の評価

P D C Aサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直すなど、必要な措置を講じます。

本計画においては、基本指針や本市の実情に即して定めた数値目標を「成果目標」、各サービスの見込量等を「活動指標」として、それぞれ定めています。



### ② 計画の進行管理

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者の意見を反映させるため、障がい者やその家族・民生委員・関係機関や関係団体等をメンバーとする「始良市地域自立支援協議会」を設置しています。

同協議会は、主に障がい福祉施策の推進に関する助言を行います。市はPDCAサイクルに沿って事業を実施、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について点検・評価を行い、個別の施策の展開にあたっては、同協議会に意見を求め、その意見を反映させるように努めます。

## 第6章 資料編

---



## 第7章 資料編

### 1 始良市地域自立支援協議会

#### (1) 設置要綱

(最終改正令和元年5月31日)

##### ○始良市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- (2) 障害者の相談支援事業に関すること。
- (3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- (4) 障害者計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 地域自治組織の代表者
- (4) 障害者福祉サービス事業所の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 保健、医療機関の関係者
- (8) 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、会長が協議会に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年7月19日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



## (2) 委員名簿

番号	委員構成	氏名	役職
1	障害者関係団体の代表者	竹田 正利	始良市身体障害者協議会 会長
2		長尾 文磨	始良市手をつなぐ育成会 会長
3	民生委員、児童委員の代表者	堀 朝子	始良市民生委員・児童委員協議会連合会 副会長
4	地域自治組織の代表者	野口 治將	始良市校区コミュニティ協議会連絡会 会長
5	障害者福祉サービス事業所の代表者	羽月 幹男	障害福祉サービス事業所セルフあいら 理事長
6		樋之口 亮	地域生活支援事業所アシスト施設長
7		山口 格	障害者支援施設喜びの里 施設長
8		山之内 浩子	サン・ヴィレッジ始良 施設長
9	関係行政機関の職員	北原 和博	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課 課長
10		深浦 卓二	始良市社会福祉協議会 会長
11	学識経験を有する者	蓑毛 良助	鹿児島国際大学 名誉教授
12	保健、医療機関の関係者	久保園 サトミ	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 健康企画課 課長
13		山畑 良蔵	県立始良病院 院長
14		東 正広	加治木記念病院 地域連携室 室長
15	教育、雇用及び就労に関する機関の関係者	谷村 真由美	県立加治木養護学校 校長
16		前田 浩二	始良市教育委員会 学校教育課 教育部次長兼課長
17		大村 貢	あいらいさ障害者就業・生活支援センター 所長
18		大脇 弘之	国分公共職業安定所 統括職業指導官
19		羽月 賢治	障害福祉サービス事業所セルフあいら 施設長
20	障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者	松下 邦彦	児童発達支援センター虹の家 施設長
21		大友 良治	障害者支援施設 さちかぜ 施設長
22		小門口 幸二	生活支援センター さちかぜ 課長

(令和2年11月現在)

始良市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

---

発行年月 令和3年3月  
発行 鹿児島県 始良市  
編集 始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課  
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地  
Tel0995-66-3111 Fax0995-65-6964